

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第10回 作業部会の概要

日 時 平成22年6月25日(金)午後1時32分~4時13分

場 所 庁舎 特別会議室1

出席委員 内山、神田、橋本、遠藤、五十嵐、日下

事務局 高澤、河野、岩楯、神田

内 容

1 第19回全体会議に諮るため、以下の3つの大項目について、作業部会で案を確認・修正及び作成した。

(1) 条例の素案の大項目「**地域自治・コミュニティ**」について

第8回作業部会では、中項目を「行政区(自治会)」、「地域活動」の2つに集約し、第17回全体会議で作業部会の案を諮った。

第17回全体会議で、町が設置したエリアである「行政区」という言葉を使用して、この条例の中で任意の活動の「自治会」のことを規定するのは難しいという牛山教授からのアドバイス等を受け、第9回作業部会で再度、案を作成し、最終的に「地域活動と自治組織」という1つの中項目に集約することとなった。

そして、第9回作業部会での意見を踏まえて事務局が修正した案を、今回の第10回作業部会で確認した。

(2) 条例の素案の大項目「**情報公開・情報共有**」について

ワークショップでは、「範囲」、「公開と提供の原則(罰則)」、「共有のしくみ」の3つの中項目を検討したが、作業部会では「公開と提供・共有の原則」という1つの中項目に集約することとなった。

(3) 条例の素案の大項目「**住民投票**」について

ワークショップでは、「意義」、「範囲」、「制度」、「住民の参画(住民投票)」の4つの中項目を検討したが、作業部会では「住民投票」という1つの中項目に集約することとなった。

(1)~(3)について作成した案を、次回の第19回全体会議で報告し、確認する。

2 次回の作業部会の日程は、第19回全体会議終了後に決める。

